

平成 26 年 6 月 24 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月24日（最終日）

- 日程第1 議案第35号 南知多町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第36号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第37号 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第38号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第6 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	石黒正重	2番	福田千恵子
3番	高原典之	4番	清水英勝
5番	藤井満久	6番	山下節子
7番	吉原一治	8番	鳥居恵子
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	中川昌一	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志

産業振興課長	北川 眞木夫	水道課長	石堂 和重
厚生部長	早川 哲司	住民課長	宮地 廣二
福祉課長	河合 高	環境課長	鈴木 喜雅
保健介護課長	鈴木 正則	教育長	大森 宏隆
学校教育課長	内田 静治	社会教育課長	石川 芳直
学校給食 センター所長	細谷 秀昭	会計管理者 兼出納室長	石堂 登久則

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹味 英季	主 査	保母 公次
--------	-------	-----	-------

[開議 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

アジサイの花もそろそろ盛りを過ぎて、日差しに初夏を感じる日々となってまいりました。

今度の日曜日には、山海で浜開き式がとり行われます。太陽の季節、そして南知多の夏の到来です。景気の急上昇を期待したいものです。

去る6月12日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第35号 南知多町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、議案第35号 南知多町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第35号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る19日、委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第36号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、議案第36号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第36号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、15年以上乗っている四輪車の税率は来年度から上がるのか。答弁としまして、四輪車は14年以上経過した車両について、平成28年4月1日から重課税率が適用されます。平成27年度については、現在の税率と同じです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

議案第36号 南知多町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

議案第36号は、地方税法改正に伴い条例改正がされるものであります。地方税法改正は、一言でいってそれほどまでに大企業には減税、庶民には増税という安倍内閣の大企業優遇政策が如実に、また露骨にあらわれた体制はありません。

条例第33条の4の改正では、法人税率が12.3%から9.7%に2.6%を引き下げられますが、この恩恵を受けられるのは法人税を納めている事業者のみにあるもので、町内事業者の約70%は減税の対象にはなりません。この減税で税収が減るのを補填するために政府や財界が目をつけているのは、中小企業など法人税を払っていない法人への課税強化であります。そのために、法人事業税の外形標準課税や法人住民税の均等割の拡充を行おうとしています。対象を拡大すれば、多くの中小企業にとって負担増となります。大企業は、法人税率の引き下げが既に行われました。復興特別税も財源の確保がないまま1年前倒しで廃止されました。さらに、法人税の実効税率を20%台まで引き下げようとしています。財源の見通しのないまま法人税の実効税率の引き下げを実施しようとする政府に対して、自民党内からも異論が出されています。

条例第75条の改正では、住民の多くの皆さんが日常的に利用される車両への大幅な増税であります。原動機付自転車は、1,000円から800円引き上げられ、2,000円から2,400円に。ミニカーは1,200円引き上げられ、3,700円になります。引き上げ率は46%から100%となります。軽自動車税の二輪車は1,200円上がって3,600円になり、引き上げ率は50%になります。

以上の増税は、平成27年度から引き上げられます。四輪以上の軽自動車税は、現在使用している車については据え置かれますが、平成27年4月1日以降に新規検査、新車購入を受ける者から、自家用自動車が3,600円上がって1万800円に。貨物営業用が800円上がって3,800円に。自家用が1,000円上がって5,000円となり、引き上げ率は25%から

50%となります。小型特殊自動車のうち、農耕作業用は800円上がって2,400円になり、引き上げ率50%、その他フォークリフトなどは1,200円上がって5,900円となり、引き上げ率は26%となります。二輪の小型車は2,000円上がって6,000円になり、引き上げ率は50%となります。小型特殊自動車等も平成27年度から引き上げられます。

国民の実質基本賃金は2年以上連続して下がっており、車の購入も小型乗用車から軽自動車への買い換えが進み、現在では、新車購入の40%程度が軽自動車とされています。このような状況から見て、まさに庶民増税の典型といえます。

自動車業界は、消費税増税にあわせてかねてより求めていた自動車取得税は二重課税になるとの主張を強め、自動車取得税の廃止を求めてきました。今回の税率引き下げには、この財界の求めに応えたものであります。この減税による財源不足を補うための財源確保の狙いが軽自動車税引き上げにあります。

また、エコカー減税の強化に伴い、軽自動車にも重課の導入が行われます。その課税は消費税が10%に引き上げられた際、自動車取得税が廃止されることにより失われるエコカー減税などによる社会課税グリーン化機能を代替するため、軽自動車についても重課が導入されるものです。重課の対象となるのは、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率のおおむね20%が重課されます。

以上のように、住民負担を大幅に引き上げる議案第36号 南知多町税条例の一部改正について賛成にすることは到底できません。以上をもって、反対討論といたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第37号 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、議案第37号 南知多町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条

例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第37号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、今回の改正は、消防団員が全国的に不足していることから、国が実施した消防団員の処遇改善を受けて行われたものか。答弁としまして、昨年12月に施行された消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、国において行われた消防団員の処遇改善措置を受けて行うものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、議案第38号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第38号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る18日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

保健介護課関係について、質疑としまして、町内の認知症グループホームでスプリングクラーの設置義務のある施設はどれだけあるか。答弁としまして、法改正により全ての施設に設置が必要となり、合計で4施設であります。

次の質疑としまして、離島介護サービス施設整備事業補助金の補助率はどれだけか、また限度額は幾らか。答弁としまして、補助率は施設開設に必要な整備費用等の2分の1、限度額は、一事業者当たり一島で300万円です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第38号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について、質疑としまして、被災農業者向けの経営体育成支援事業費の補助対象者4件には、撤去と再建の両方の補助を含んでいるのか。答弁としまして、4件とも被災したビニールハウスの撤去と再建を行う農業者で、その事業費に対する補助金は両方を含んでいます。

次の質疑としまして、補助率は撤去と再建でどう違うのか。答弁としまして、撤去につきましては、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ。再建につきましては、県の補助はありませんが、国が2分の1、町が5分の1の補助率となっています。

地域振興課関係について、質疑としまして、自治総合センターコミュニティ助成事業の申請方法は、町を通して申請すればよいのか。答弁としまして、自治総合センターコミュニティ助成事業の申請方法は、町に申請していただき、県を經由し、財団法人自治総合センターに申請しています。

次の質疑としまして、区以外の団体からの申請方法も同じでよいのか。答弁としまして、コミュニティ組織とは、居住地域が同じで利害をともにし、自治、風俗、習慣などで結びつきを持つ地域共同体であるため、町としては地域の自治会、いわゆる区をコミュニティ組織と位置づけています。そのため区長連合会において協議し、各地区の申請順位を決めています。区以外の団体については、コミュニティ組織として認められる場合は、町に申請していただき、区長連合会で決められた申請順位に合わせて、区と同じように申請していただくことになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、請願第2号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議長の発言許可をいただきましたので、私は、請願第2号 特定秘密保護法の廃止を求め、国への意見書提出を求める請願に賛成の立場から討論を行います。

請願は、特定の秘密の保護に関する法律 —— 以下、秘密保護法と言います —— が世論を無視し、民主的手続を踏みにじって成立させられた法律であり、町民の知る権利、取材・報道の自由、表現の自由等を侵害し、憲法と国際人権規約に違反する法律であることから、この法律の廃止を求めて国への意見書提出を求めています。

私は、特に以下の重大な5つの問題点、危険性を指摘して請願に賛成の立場で討論をします。

1点目は、秘密保護法によって、国民の知る権利が制限されることについてです。

安倍首相は、知る権利の保障は法律ができた後も今と全く変わらないと語っています。そして政府は、23項目に限って従来の秘密の範囲を拡大するものではないとも説明しています。しかし、秘密保護法は、あらゆる情報を指定できるよう網羅したものです。これに沿って指定するのは行政機関の長です。チェックするのも官僚でつくる保全監視委

員会情報保全監視室という身内組織です。国会も含め第三者の目は全く届かないこととなります。

指定するのは行政機関の長と述べましたが、それではどういった長が該当するのかと聞いてみると、内閣総理大臣を筆頭に内閣法制局長官、防衛大臣、環境大臣、法務大臣、厚生労働大臣、財務大臣等を初めとする各大臣、公安調査庁長官、消費者庁長官、郵政民営化推進本部長、中小企業庁長官などなど、さらにはその機関ごとに政令で定める者としています。特定秘密の指定が、恣意的に、思いつくままに行われるおそれがあるという指摘に対して、森まさこ大臣は、そのおそれがあるということを常に認識して、なくしていく努力を不断に行う必要があると、その恣意性を認めています。

公明党が自民党に働きかけて、知る権利を保障しなければならないという文言が入ったとしていますが、空手形ではないでしょうか。

憲法には、知る権利が明記されています。問題は、秘密保護法には憲法で保障された知る権利を担保する仕組みがありません。秘密保護法は、秘密にする対象事項を広範に列挙しています。一方アメリカでは、安全保障の利益の保護に必要な情報を秘密にすることを禁じています。日本の秘密保護法にはこれが入っていません。

2点目は、秘密保護法が国会の監視と調査権を否定していることです。

秘密保護法は、行政機関の長が国会に秘密を提供する場合、国会に非公開の秘密会を要求しています。本来、国会審議は公開が原則となっています。秘密保護法が秘密会を醸成することは、衆参議員の自立性に反することになります。行政側が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断すれば、一切の秘密を国家に提出しなくてよいとしています。つまり、行政の胸先三寸で重要情報を一切公開に出さないことになるのです。これは憲法62条の国政調査権を侵害し、憲法41条の規定している国会の最高機関制の否定につながり、さらに憲法63条、66条、73条などの行政監視権を侵害します。

しかも、秘密保護法では、政府の行う特定秘密指定をチェックする第三者機関として、行政府内に、1. 保全監視委員会、2つ目に独立公文書管理官、3. 情報保全監査室を設置するとしています。これについて森まさこ大臣は、3つの機関の指揮監督権限は全て内閣総理大臣にあると答弁しています。つまり首相が自分で秘密を決めて、それが適切か不適切か自分でチェックすることになるのではないのでしょうか。

3点目は、秘密保護法が思想・信条の自由を侵害することです。

秘密保護法では、秘密を扱う人物が漏えいするおそれがあるかどうか、洗いざらいの

身辺調査を施す適正評価をすることになります。これによって個人情報丸裸にされ、憲法13条が規定するプライバシー権はおろか、憲法19条が保障する思想・良心の自由が侵されてしまいます。

評価事項には、犯罪歴、懲戒歴、薬物、精神疾患、飲酒、信用情報、経済状況まで含まれます。政府はあたかも調査内容が制限されているかのように説明していますが、政治的な主義、主張に係る事項は怪しいつき合いがないかなど、家族、知人を含め生活のあらゆる事項に調査、監視の目が及ぶことは必至です。内閣情報調査室の指摘では、照会先はおよそ全ての団体が対象としています。

4点目です。

秘密保護法は、憲法31条が求める罪刑法定主義に違反します。秘密保護法では、具体的にどのようなケースが処罰されるのか極めて曖昧です。憲法では、犯罪と刑罰を法律であらかじめ明確に定める原則ですが、この罪刑法定主義に違反するのがこの法律です。秘密保護法では、犯罪となるのは秘密の漏えいや取得行為ですが、その核心となる秘密の指定は国会が制定する法律ではなく、行政機関の長に広く委ねています。したがって、一般国民は何が秘密なのかわからない中で、秘密保護法は、共謀、教唆、扇動など、極めて不明なものまで処罰の対象にしています。それにより、どのような情報や振る舞いが犯罪に当たるのか事前の予測がつかないうちに、ある日突然犯罪者にされてしまいます。これでは、憲法21条が規定する国民の知る権利が萎縮してしまいます。

問題は、この情報が秘密だと知らなかったとしても処罰されることです。捜査機関が逮捕、捜索する場合は、憲法33条、35条が示す理由となった犯罪や捜索場所等を明示する令状が必要ですが、秘密保護法では、容疑となった事実は秘密のため、書かれないまま、また起訴や公判でも秘密のままです。核心的な部分が明らかにされず、弁護士にも知らされないことになり、被疑者、被告人の防御権が著しく侵害されることになります。

5点目は、TPP交渉も、原発放射能情報も秘密の対象となるおそれがあることです。

森まさこ大臣は、国家や国民の安全保障にかかわる事項であれば特定秘密になる。細かい基準を有識者会議でつくる必要があると、昨年11月29日の記者会見で表明しています。そして、TPP交渉内容が秘密保護法案で漏えいを禁じる対象になり得るとの認識を示しました。

東京大学の醍醐名誉教授は、政府は意図的に安全保障の概念を広げて、情報を隠そうとしているとも指摘されています。TPP交渉内容を特定秘密に指定するなら、特定秘

密は際限なく広がってしまうのではないのでしょうか。

菅官房長官は、安全保障の言葉の意味は時代によって変わってくる。個別、具体的なテーマについては、事案の内容やその時々的情勢を検索しながら、国家安全保障との関連性によって審議されるか否か判断が行われると答えました。つまり、安全保障の定義は、政府が判断するとの考えを示したものです。このように、国家や国民の安全保障に係る事項であれば、原発情報がテロリストに漏れるおそれがあるとして、秘密指定ができることとなります。

以上、重要な5点の問題について指摘しました。憲法に違反する特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出を国へ求めることは大切なことであり、賛成することを表明することとあわせ、私の賛成討論に賛同してくださることをお願いして、討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第6 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（榎戸陵友君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第3回南知多町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

[閉会 10時00分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員